



月刊税理士事務所チャンネル

CHANNEL

2015
12
No.412

シリーズ企画

マイナンバー制度直前対策～実務上の留意点～ 6

事務所訪問

生駒税理士事務所 2

エヌエヌ生命の保険商品を活用した

顧問先のリスクマネジメント強化 5

地元の元気企業

有限会社 宝殿 10

ご当地自慢

京都市大原 12

ミロク会計人会からのお知らせ

& 近畿ミロク会計人会からのお知らせ 14

ミロクシステムQ&A

『年末調整』 17

リレーエッセイ

近畿ミロク会計人会 川口 耕次郎 19

今月の表紙: 神戸港

撮影: 山田 英信 (近畿ミロク会計人会) 場所: 兵庫県神戸市

日本の未来一
企業を支える



ミロク会計人会



生駒税理士事務所の皆様と、業務提携をしている生駒和雄法律事務所の皆様での一枚。前列左から3人目が税理士の生駒 敬一先生、同4人目が兄で弁護士を生駒 和雄先生。同5人目が弁護士の辻本 武之先生

事務所 訪問

税務や法務、経営支援など充実したサービスを提供し 多様な業種の企業をサポート

兵庫県北部の但馬地域でトップクラスの顧問先数を誇る生駒税理士事務所。
弁護士、経営コンサルタントのご兄弟と密な連携を図りながら、中小企業を中心に幅広いニーズに対応しています。
所長の生駒 敬一先生に、顧問先との良好な関係づくりのポイントや事務所内での取り組みについて伺いました。

それぞれの専門分野を持つ ご兄弟の連携で地域有数の 事務所に成長

—— 税理士になられるまでの経緯を教えてください。

生駒 敬一先生（以下、敬称略）

税理士だった父がこの事務所を開いたのが始まりです。本来なら4歳上の兄が継ぐはずでしたが、兄は弁護士の道に進んだので私に順番が回ってきたというわけです。

ところが私は子どもの頃から税理士になりたいと考えていたわけではありませんでした。最終的に

税理士になったのは、かなりゆきぐ

のようなものだったと思います。東京の大学を卒業してから父の事

生駒税理士事務所

所在地 兵庫県豊岡市弥栄町1-10
TEL 0796-23-6688
FAX 0796-24-2958
設立 1958年
職員数 17名
導入システム／ACELINK NX-Pro



務所に入り、1989年に税理士登録するまでは働きながら仕事を覚えました。やがて父も年を重ねて引退することになり、私が45歳の時に後を継ぎ現在に至っています。

—— 生駒先生のお兄様は弁護士、弟様は経営コンサルタントとそれぞれ専門分野で独立されながらも、何かあれば協力し合う関係は築かれています。こうした体制は周囲でも珍しいのではないのでしょうか。

生駒 おっしゃる通りです。各々が別の事務所を運営しているとはいえ、その中で弁護士への相談があれば兄のところへ、経営に関する



事務所の一角にはフィットネスマシンがあります。仕事の合間、生駒先生はこのマシンで軽く汗を流すそうです

る悩みがあれば弟のところへつないでお客様のニーズに応じたサービスをスムーズに提供することができています。ちなみに、兄の法律事務所は当事務所の上の階にあるのですが、当事務所のお客様は無料で法律相談を受けられるようになっていています。

このような体制は私たちの代になって自然と出来上がったものです。特に私は幅広い分野の相談に器用に対応するのが不得手なので、兄弟のおかげで自分の仕事、すなわち「税理士としての本分を果たす」ことに専念できていると感じています。

——先生の代になられてから事務所はどのように変わられましたか。

生駒 兄弟間の連携もあり、建設

業をはじめとして製造業や飲食業などさまざまな業種に向けた多様なサービスをワンストップ提供できるようにになり、スケールメリットが生まれたので、会計事務所のお客様が父の代のおよそ2倍にまで増えました。現在、当事務所のクライアント件数は但馬地区（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）でトップクラスの規模となっています。近年も年間10件のペースで増えており、それに伴いお客様の業種も広がりましたし、職員数も父の代の約2倍に増えました。

訪問時は数字の話はあえて控えてフラットな関係を心がける

——代替わりされてから20余年、まさに急成長といった感じですね。規模の拡大にあたって、最も重要なポイントとなったのは何でしょうか。

生駒 私自身はずっと「当たり前なこと」をやってきたつもりなので、ポイントを絞るのは難しいですね。とにかく当たり前のこととして重視してきたのは「お客様を満足させる」ことです。ちょっとした抽象的に思われるかもしれませんが

んが、当事務所の新規のお客様は、そこに不満を持って移られてくるケースが多いように思います。具体的な不満の要素として最も多いのは、「訪問の頻度が少ない」「タイムリーに数字が出ない」の2つです。そこで私たちは最低でも月に一度はお客様のもとへ伺うようにしています。また、あらゆる業種で経営判断のスピードが求められるようになってきた時代、お客様に見せられても意味がありません。そこで、M・J・Sの自計化ソフトの導入なども含めてできるだけ速やかに数値をお伝えするよう心がけています。

——顧問先の経営者に接する時はどういったことを実践されていますか。

生駒 面談の際は、あえて「数字」の話は詳しくしないことを心がけています。なぜなら経営者にとって数字はあくまでご自身の行動の結果を示すおまかな指標であり、専門的に深く掘り下げて説明しても心に響かないことが多いからです。ただ、PDCAサイクルのチェックの際の情報として十分に活用できますので、数字は今

後の行動につながるように伝えていきます。その上で経営者とは、①同じ経営者としての目線でお話しする②私があなただけの会社のお客様だったらこんなことをしてほしいと提案する③これからどうしようかと聞いてみる——ようにしています。

そして何より大切なのは「お客様とフラットな関係でいること」です。これは私の持論なのですが、税理士という職業はとなく世間から「お堅い」と見られがちですが、そのことによつて「敷居高」な印象を与えてはいけなと思っています。だから私は顧問先と呼ばず、一貫して「お客様」と呼ぶことにしています。お客様の中には私のことを親しみを含めてニックネームで呼んでくれる人もいます。こういう関係が築けたときはすごくうれしいですね。反対に外出先で「先生」と呼ばれると、なんだか気恥ずかしくなっています。

事務所運営は3部門体制で従業員のやる気を重視

——事務所内ではどのような取り組みをされているのでしょうか。

生駒 所内の業務を3部門に分けて管理しています。どの部門もお客様を担当しながら、第1管理部は「総務・購買」、第2管理部は「人事・教育」、第3管理部は「新規対応と既存顧客の管理」といったように役割分担しています。また、全体会議を月1回実施していますが、その前に部門ごとの会



3部門に分かれ、役割分担しながら事務所全体で業務を遂行しています



“敷居高”にならないよう、顧問先とのフラットな関係を心がけていらっしゃる生駒 敬一先生

議をして、全体会議時に議題としてとり上げて共有しておいたほうがよい事案の取捨選択などをしてもらっています。事務所運営において核となる部分を3つに分けることによって、スタッフはそれぞれ与えられたミッションに集中して取り組むことができます。ボトムアップで新しいアイデアも生まれやすくなり、事務所内の業務の流れが以前に比べてとてもよくなりました。

——社員教育や雇用の定着状況はいかがでしょうか。

生駒 新入社員が入った時は段階的に試験をしてステップアップしていく流れにしています。あとは飲み会も頻繁に開催するようにしていますね。つい先日、京セラの創業者である稲森和夫氏の本を読んだのですが、そこに「会社内の士気と社員のモチベーションを上げるために、どんどん飲み会をやったほうがいい」と書かれていました。私たちの事務所では月に1回は皆で飲んでいきますから、「間違っていないかった」と思わず笑みがこぼれてしまいました。こ

うした仲の良さもあってか、私たちの事務所では別の業界にチャレンジしたいと転職した人や寿退社を除いて途中で辞めた職員はいません。皆定年まで勤めてくれます。

昔ながらの税理士事務所といえば、資格を取るまで我慢する、徒弟制度が色濃く残っている、といったイメージがあるかもしれませんが、それでは今の時代になかなかフィットしないように思います。むしろ事務所側が職員の面倒を一生見る覚悟で引き受けるな

らば、必ずしも高い給料を出してあげられなくても皆応えてくれるのではないのでしょうか。そういった優れた人材を多く引き受けるために、これから先もお客様の数は増やしていかなければならないと考えています。

——顧問先の数を増やすためにこれから注力していく分野はありますか。今後の展望についてもお聞かせください。

生駒 最近新たに取り組んでいるのは、金融機関サイドから見た企業の査定に関するサービスです。

兄弟間で協力して法律や経営をテーマにした各種セミナーも開催しています。また、相続に関する相談も非常に多くなっているので、これから伸ばしていきたいと考えています。それから2年前には長女夫婦が税理士資格を取得しました。彼らと一緒に、これからさらにお客様を増やしていくための体制づくりを推進します。

——本日はどうもありがとうございます。またのご発展をお祈りいたします。

History & Story

税理士までの歩み

生駒先生は1953年、兵庫県豊岡市に生まれ、税理士である父上・生駒 定先生の後継者として81年に会計事務所に入所し、実務を経験しながら税理士試験に合格、89年2月に税理士登録されました。以来、「誠実」をモットーに、真心を込めた親切丁寧なサービスを提供し、地域トップクラスの顧問先数を誇る事務所に成長させました。また、地域の調停委員を20年以上務められるなどさまざまな経験・知識を生かし、最近は各種セミナーをはじめ異業種交流会の開催にも積極的に携わっています。

エヌエヌ生命の保険商品を活用した 顧問先のリスクマネジメント強化

税理士法人 中央総合会計

ミロク会計人会連合会とエヌエヌ生命保険株式会社は業務提携契約を結んでいます。ここでは、同社の保障性商品を活用し、顧問先様のリスクマネジメント強化に努めている税理士法人中央総合会計様の事例をご紹介します。

**後継者がいても、いなくても
保険は企業存続の支えとなる**

——組織の概要をお聞かせください。

井内 敏樹代表（以下、敬称略）

1985年に東京都千代田区



(前列左から)税理士法人中央総合会計の村上 克博氏、井内 敏樹代表、吉田 信一事務長
(後列左から)エヌエヌ生命保険株式会社の平田 芳隆・札幌営業部長、日野田 健人(札幌営業部)、永井 卓也・東日本エリア営業統括部長

店契約を結んでいます。顧問先のニーズにマッチした商品が多いのはもちろん、担当者の方のワークが軽いので助かっています。

——顧問先のリスクマネジメントに関してはどうのような認識をお持ちですか。

井内 多くの中小企業では、社長が亡くなってしまおうと、後継者や残された社員たちは右往左往してしまいがちです。しかし、その際に必要な資金があれば、後継者も社員も安心して仕事を続けることができます。生命保険を活用すれば、必要な資金を確実に準備でき、余裕があれば社員の誰かが「自分が後継者になる」と手を挙げてくれる可能性が高くなります。このように企業の存続を考える上で、保険は不可欠なのです。

——顧問先にはどのような保険を勧めていますか。

井内 保険販売を目的に積極的に保険を勧めることはありませんが、顧問先の抱えている課題をくみとり、エヌエヌ生命の担

当者の方への相談を通じて顧客ニーズに合った提案をしています。法人向けの生命保険は企業の財務状況を把握してなければ、各企業に適した保険提案はできません。これまでも、ニーズに合っていない保険に加入している企業を数多く見てきましたので、保険提案を外交員の方だけにお任せするのではなく、我々も担っていくべきと考えています。ニーズに合致した提案こそが、税理士が生命保険を提案する意義です。また、エヌエヌ生命では保険金の受取りに関しても一括受取りだけでなく、年金のように分割もできるので、税務面でも非常にメリットが大きいです。

加入後も顧問先の財務状況を定期的に確認する

——顧問先に保険に加入していただいた後に注意していることはありますか。

村上 克博氏 加入後も顧問先以上に保険の内容や経過年数を把握し、決算の際には顧問先にそれらの情報を伝えると同時に、会社の状況を把握した保険の見直しも提案しています。例

えば、保険を活用して万が一の時の借入金返済資金の準備を行う場合に、借入金の金額を把握できているのは税理士事務所なので、我々はその金額を基に最適な必要保障額を試算できます。税務会計を任せていただいている我々だからこそ、会社の状況に応じた保険の提案ができるのです。

——リスク分析ソフトはご活用になられていますか。

吉田 信一事務長 私たちは、顧問先が中・長期的にわたって掛け金を払い続けられるかどうかを重視しながら、会社の将来の経営状況を予測した上で保険を提案しているので、最終的には自分たちで計算することが多いです。そこで、リスク分析ソフトは顧問先の必要保障額や最適保険料を簡単にシミュレーションすることができ、提案のきつかけとして活用しています。

井内 エヌエヌ生命の印象についてお聞かせください。

井内 同社とは25年ほど前から代理

税理士法人
中央総合会計

北海道旭川市7条通
13丁目59番地4
TEL 0166-25-4131

マイナンバー制度直前対策～実務上の留意点～

平成28年1月から施行されるマイナンバー制度が、直前まで迫ってきました。本稿では、会計事務所が施行に向けて平成27年中に準備しなければならないこと、および顧問先に対し周知・指導しなければならないことについて、すでに公表されている資料などをもとに、解説を行います。



なかじま こういち
中島 孝一 氏

MJS 税経システム研究所・客員研究員、東京税理士会・会員相談室相談委員、税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。著書等に『平成27年度税制改正と実務の徹底対策』（日本法令・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）などがある。

1 会計事務所におけるマイナンバー取扱いの概要

会計事務所がマイナンバー（個人番号）を取り扱う事務（個人番号関係事務）といえます。は、いわゆる番号法（以下「番号法」とします）の規定により、利用範囲が次の（1）から（3）の場合（国税分野及び社

会保障関係分野）に限られてい

ますが、本稿では（1）および

（3）を中心に解説を行います。

なお、法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲の制約がなく、自由に利用することができます。

を行う場合

2 顧問先からの委託に係る安全管理措置

会計事務所が、顧問先から前記1（1）および（2）の個人番号関係事務の全部または一部の委託を受ける場合には、顧問

（1）顧問先との業務委嘱契約等に基づき、顧問先の給与所得に係る源泉徴収票・支払調書等の作成事務を行う場合

（2）顧問先との業務委嘱契約等に基づき、顧問先の税務代理または税務書類の作成事務を行う場合

（3）会計事務所自身の従業員等の給与所得に係る源泉徴収票・支払調書等の作成、健康保険・厚生年金事務、雇用保険等の労働保険事務

<本稿で用いる省略用語>

- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関するQ&A⇒（以下「Q&A」とします）：内閣府
- ・「社会保障・税番号制度（マイナンバー）FAQ」⇒（以下「マイナンバーFAQ」とします）：国税庁
- ・「国税分野におけるFAQ」⇒（以下「FAQ」とします）：国税庁
- ・「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」⇒（以下「ガイドブック」とします）：日本税理士会連合会

先は委託する個人番号関係事務で取り扱う特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の安全管理措置が適切に講じられるよう会計事務所に対し、「必要かつ適切な監督」を行わなければならないと

なりません。

顧問先から「必要かつ適切な監督」を受ける立場となる会計事務所は、次の内容を含む契約書の見直しが必要になります。

（1）顧問先は、適切な会計事務所を選定していること。

（3）顧問先は、会計事務所における特定個人情報の取扱状況を把握していること。

前記（1）から（3）の内容を満たすための契約類型は、ガイドブックに記載されています

ので（92頁～96頁）、各会計事務所が確認の上、独自に契約書を作成する必要があります。なお、ガイドブックでは、前述の業務契約書を見直しする場合の類型と業務契約書の見直しは行

わず「覚書」を作成する類型も

（2）顧問先は、会計事務所に安全管理措置（詳細は本誌8月号「シリーズ企画マイナンバー制度における留意点とMJSの対応②」を参照）を遵守させるために必要な契約を締結していること。

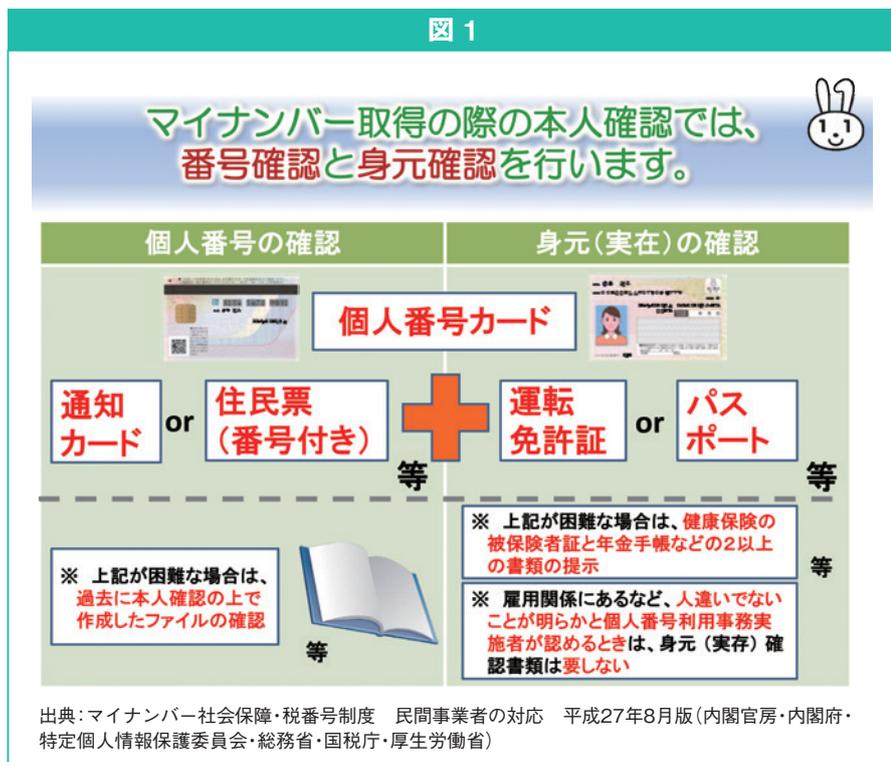
記載されていますので（97頁・98頁）、それぞれの類型を確認し、どちらを採用するか各会計事務所が判断することになります。

3 顧問先の給与所得に係る源泉徴収事務を行う場合

会計事務所が顧問先の従業員等の給与所得に係る源泉徴収票等の作成事務（顧問先から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を受領し源泉徴収票等の作成・税務署等への源泉徴収票等の提出）を行う場合には、顧問先に対し次の周知および指導を行う必要があります。なお、顧問先の従業員等の本人確認は顧問先が行う事務になります。

（1）従業員等が記載した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の受領

図 1



顧問先は、平成28年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」から、利用目的を明示して、従業員等が従業員等本人および控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーを記載した申告書の提出を受けなければならぬことに変更されましたので、従業員等に対しその旨を事前に

周知する必要があります。

顧問先は、従業員等から平成28年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を平成27年中に提出を受ける場合であっても、従業員等に対しその申告書にマイナンバーの記載をするように求めても差し支えありません。また、顧問先は、従業員

ワンポイントアドバイス 1

マイナンバーが記載された通知カードは、平成27年10月中旬から従業員等の住所所在地に簡易書留により郵送されていますが、個人番号カードの交付は平成28年1月以後になります。そのため、顧問先が従業員等から、平成28年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を平成27年中に提出を受ける場合における従業員等の本人確認は、3-(1)-②(従業員等本人の通知カードおよび免許証などの写真付身分証明書(身元(実在)確認))により行うことになります。

等のマイナンバーが記載された同申告書の提出を受ける際に、次の①または②のいずれかの書類により番号法に定める従業員等の本人確認(番号確認+身元(実在)確認)を行う必要があります(図1)。

① 従業員等本人の個人番号カード(番号確認)

② 従業員等本人の通知カードおよび免許証などの写真付身分証明書(身元(実在)確認)

※1 雇用関係があることなどから、顧問先が従業員等本人に相違ないと明らかに判断できる場合には、身元(実在)確認は不要になります。

※2 従業員等の本人確認は顧問先が行いますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は従業員等が行います。

※3 平成28年1月以後に提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」には、マイナンバーの記載をする必要はありませんが、その提出時点において、通知カードが受領できていないなど、マイナンバーを記載できないやむを得ない事情がある場合には、従業員等はマイナンバーを空欄で顧問先へ提出しても差し支えありません。

ただし、その者は「マイナンバーを有しない者」には該当しないため、マイナンバーが判明した際には速やかに提出した同申告書へマイナンバーの補完記入を行う必要があります(マイナンバーFAQ)。

また、顧問先は、平成28年1月以後に提出を受ける「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」から、顧問先自身の個人番号または法人番号を記載しなければなりません。

顧問先の番号は同申告書の提出を受けた後に記載しますが、法人番号については、一般に公表されているため、あらかじめ顧問先の法人番号を印字した同申告書を従業員等に配布しても差し支えありません。なお、平成28年以後の同申告書は、次のようになる予定です(図2)。

(2) 従業員等の「給与所得の源泉徴収票」の作成事務

平成28年分以後の源泉徴収票から、顧問先自身の個人番号または法人番号を記載して提出しますが(個人番号(12桁))を記載する場合には、先頭の1マスを空欄にして、右詰めで記載します(受給者交付用の源泉徴収票は、顧問先の「個人番号または法人番号」欄はなく、記載が不要になります。また、従業員等及び従業員等の控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバー

図2 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

出典: 国税分野における社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点(国税庁)

も記載します。

顧問先が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次の①または②いずれかの書類の添付が必要になります(顧問先が法人の場合には不要)。

① 顧問先本人の個人番号カードの写し

② 顧問先本人の通知カードの写しおよび免許証などの写真付

身分証明書の写し

なお、平成28年分以後の「給与所得の源泉徴収票」は、A6サイズからA5サイズに変更され、次のようになる予定です(図3)。

※1 源泉徴収簿には、従業員等のマイナンバーを記載する必要はありません。

※2 所得税徴収高計算書(納付書)には、支払者(顧問先)のマイナンバーまたは法人番号の記載は必要ありません。

また、支払を受ける者の個人番号または法人番号を記載し提出します。

4 顧問先の支払調書作成事務を行う場合

会計事務所が顧問先の支払調書(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書・「不動産の使用料等の支払調書」等)の作成

事務を行う場合には、顧問先に対し次の変更点について、周知および指導を行う必要があります。なお、支払を受ける者の本人確認は、顧問先が行う事務になります。

(1) 平成28年分以後の支払調書

から、顧問先自身の個人番号または法人番号を記載して提出します。

(2) 支払を受ける者の個人番号または法人番号を記載し提出します。

(3) 顧問先は、支払調書を作成する前までに支払を受ける者の個人番号または法人番号の提供を受ける必要があります。個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カード等により、本人確認を行う必要があります。

(4) 顧問先が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、前記3(2)に掲げるいずれかの書類の添付が必要になります(法人の場合には不要)。

ワンポイントアドバイス2

顧問先と従業員等との間での合意に基づき、従業員等が「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の余白に「個人番号については給与支払者(顧問先)に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、顧問先において、すでに提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を同申告書に表示するものであれば、同申告書の提出時に従業員等のマイナンバーを記載しなくても差し支えありません。

なお、顧問先において保有している従業員等のマイナンバーとマイナンバーの記載が省略された者に係るマイナンバーについては、顧問先において、適切かつ容易に紐付けされるように管理しなければなりません(マイナンバーFAQ)。

(5) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、番号法の規定により、支払を受ける者および支払者の個人番号は記載できません。

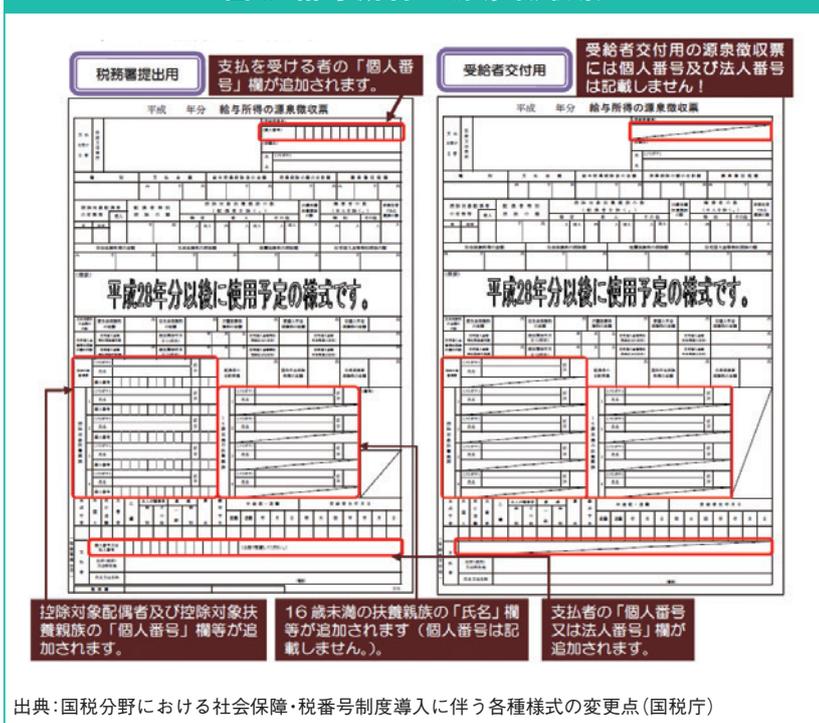
※支払調書の提出が不要とされている金額以下の支払金額であるため、支払調書を提出しないことが明らかな場合には、マイナンバーの提供を求めることはできません。

ただし、年の中途に契約を締結したことから、その年の支払調書の提出が不要であっても、翌年は支払調書の提出が必要とされる場合には、翌年の提出事務のためにマイナンバーの提供を求めることができます(マイナンバーFAQ)。

5 会計事務所自身の従業員等の国税分野および社会保障関係分野の事務を行う場合

(1) 国税分野の事務を行う場合
会計事務所自身の従業員等の国税分野の事務(源泉徴収事務・支払調書作成事務等)を行う場合には、前記3および4の

図3 給与所得の源泉徴収票



顧問先の立場が会計事務所に置き換えられることとなります。相違する点は、従業員等の本人確認を会計事務所自身が行うことです。

(2) 社会保障関係の事務を行う場合

会計事務所自身の従業員等の社会保障関係の事務(健康保険・厚生年金事務、雇用保険等

の労働保険事務)を行う場合には、利用目的を明示して前記(1)と同様に従業員等からマイナンバーを取得する必要があります。

6 法定調書等作成の留意点

(1) 従業員等および講演料等の支払先からマイナンバーの提供が受けられない場合

源泉徴収票・支払調書等の作

ワンポイントアドバイス3

顧問先が、従業員等に給与所得の源泉徴収票を交付する際に、当初は従業員等本人および控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーを記載した状態で交付することとされていましたが、マイナンバーの漏えいリスクを未然に防ぐ観点から、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、本人に交付する際には、従業員等本人および控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーを記載しないことになりました。

なお、個人情報保護法第25条に基づき、従業員等本人から自身のマイナンバーを含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、従業員等本人のマイナンバーを記載して開示することが可能です(Q&A:5-2)。

成に際し、マイナンバーの提供を受けられない場合には、安易にマイナンバーを記載しないで書類を提出せず、マイナンバーの記載は法律(国税通則法・所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要があります。それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた経緯等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にします。経過等の記録がなければ、マイナンバーの提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのか判別できないことから、特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をすべきです。

なお、法定調書等の記載対象となっていない者のすべてがマイ

マイナンバーが漏えいした場合の罰則の適用は、故意犯を想定したものになっており、顧問先(給与の支払者等)が従業員等の指導等の一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずにマイナンバーを漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはないといわれています。な

成に際し、マイナンバーの提供を受けられない場合には、安易にマイナンバーを記載しないで書類を提出せず、マイナンバーの記載は法律(国税通則法・所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要があります。それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた経緯等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にします。経過等の記録がなければ、マイナンバーの提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのか判別できないことから、特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をすべきです。

なお、法定調書等の記載対象となっていない者のすべてがマイ

マイナンバーが漏えいした場合の罰則の適用は、故意犯を想定したものになっており、顧問先(給与の支払者等)が従業員等の指導等の一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずにマイナンバーを漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはないといわれています。な

が求められます。

会計事務所は常に最新の情報を入手し、その情報の内容を確認するとともに、その情報に基づき顧問先に対する周知・指導

マイナンバー制度に係る諸々の情報は、日々、改訂・更新されています。本稿は、平成27年10月30日時点で公表されている情報に基づいていますが、今後改訂等の作業が行われるものと考えられます。

7 おわりに

マイナンバー制度に係る諸々の情報は、日々、改訂・更新されています。本稿は、平成27年10月30日時点で公表されている情報に基づいていますが、今後改訂等の作業が行われるものと考えられます。

お、マイナンバーを取り扱う者が正当な理由なく故意にマイナンバーを含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科されることとなります(FAQ:6-6)。

(3) 税務調査での安全管理措置の確認の有無

特定個人情報の安全管理措置の適否の判断は、特定個人情報保護委員会が所掌し、国税当局はその適否を判断する立場ではないため、税務調査で安全管理措置を確認することはありません(FAQ:6-5)。

元気企業

有限会社 宝殿

丁寧な手作業と柔軟な対応力に 強みを持つ紙袋専門メーカー

百貨店やブランドショップ、スーパーやお土産品店まで幅広い用途で使われる紙袋。兵庫県尼崎市(有)宝殿は、この紙袋の製造に特化し、全国に販路を有する元気企業だ。今回は、近畿ミロク会計人会の中田謙二先生から紹介いただき、石坂謙二社長に同社の業務内容や強みを伺った。

**創業以来、品質向上のために
飽くなき経営努力を重ねる**

紙袋の製造に特化する(有)宝殿の工場からは、連日、誰もが見たことのある有名ブランドや百貨店のものから、地方の特産品やお土産品に使用されるものまで、多種多様な紙袋が出荷されている。

そんな宝殿の設立は2005年で、同社の石坂謙二社長はそれ以前から紙袋の製造に携わっていたという。「私は専門学校を卒業後、三菱電機で設計業務に携わっていたのですが、1989年に知人に薦められたのを契機に会社を辞めてこの業界に入ったのです」と話す。安定した大手企業での仕事に背を

向けるのには勇気がいるように

考えるが、石坂社長は「紙袋の業界はとにかく需要が多い状況

だと聞いたので、一度チャレンジしてみることになりました。当時は21歳と若かったので、個人事業主として独立するという思い切った決断ができたのだと思いま

す」と振り返る。

しかし、当時の石坂社長は紙袋については全くの素人、製造方法はもちろん、取引先や販路のことも全く分からなかったという。「最初の頃は自分で紙袋一つすらまともに折れ

ず四苦八苦しました。同業者の

方に教えてもらいながら集中的に練習した結果、1週間ほどず

るとコツがつかめてきました」と話す。その後も石坂社長は紙袋の折り方の研究を重ね、さまざまな加工方法を習得。その評

たるまなようにまっすぐ折り込む。この技術が非常に難しい

「60cmの紙をまっすぐ、しかも正確に折るだけでも、素人にはなかなかできません。もちろん、物差しなどを使って時間をかければきれいにできますが、この仕事ではスピードが重要なので、手作業で正確かつ迅速に折るこ



きれいに見せるために、シワにならないように、たるまないようにまっすぐ折り込む。この技術が非常に難しいという

DATA
有限会社 宝殿
兵庫県尼崎市元浜町5-78
TEL:06-6418-1436

判が人づてに広がり、徐々にクライアントが増え、従業員を雇うようになっていったという。

ちなみに紙袋と一口にいっても、百貨店やブランドショップで使用されている高級感のあるものからお土産品用、企業のノベルティ用といった具合にその用途は多岐にわたり、それぞれに仕様は異なる。そのため「大半の紙袋は手作業で作らないといけません」と石坂社長。なかでも百貨店やブランドショップで使用する高級紙袋は技術を要するという。「きれいに見せるために、シワにならないように、

たるまないようにまっすぐ折り込む。この技術が非常に難しいんです」と石坂社長。そのほか、一見すると単純そうな作業にもプロの技術が盛り込まれている。「60cmの紙をまっすぐ、しかも正確に折るだけでも、素人にはなかなかできません。もちろん、物差しなどを使って時間をかければきれいにできますが、この仕事ではスピードが重要なので、手作業で正確かつ迅速に折るこ

また、その職人技を理論的に分析し、従業員に分かりやすく教えることができるのも石坂社長の強みだ。「高精度で柔軟に顧客ニーズに対応することができており、お客様からも好評を得ています。といっても、現状に満足しているわけではありませんが。常にいかに美しく成形し、いかに徹底した検品で不良品をはじくかを課題に掲げ、改善を試みています」と話す。



石坂 謙二社長

規模を拡大しつつも 変わらぬクオリティー

「この仕事で収益を上げるためには数をこなすことが大事です。しかし、それで品質を落としては意味がありません」と強調する石坂社長。つい最近まで人手や設備が不足していたので、大きな仕事を受注することができなかつたという。転機が訪れたのは7年ほど前のこと。「同業の会社を譲り受けることができ、人手と機械を確保できたので、一気に業務を拡大することができました。現在はその会社の社屋を本社にしています」と石坂社長は話す。



(上)従業員の方々は、手早く袋を折っていく
(下)部分的に機械を導入し、効率と品質のバランスをとる

しかし、合併にあたっては苦勞もあつた。「私たちと新しく一緒になる会社はほとんどの仕事を外注に出していたので、当初新しい社員たちは手作業が多いうちの仕事を拒否反応を示していました。そこで、いかに手作業で紙袋を作ることが価値創造や顧客満足度につながるかを粘り強く説明し、仕事に誇りを持つてもらえるように努めました。時間はかかりましたが、おかげで今では全員が手作業にこだわりと誇りを持ってくれています」と笑顔を見せる。

さらに、同社は生産能力を拡大するために近隣の授産施設などに声をかけ、簡単な作業については柔軟に外注することができている体制を整えていった。現在は10カ所ほどの授産施設などと連携しており、スピードティーに受注に対応できるようになっている。もちろん、クオリティーコントロールも万全だ。単に外注するだけでは同社が求めるクオリティーを維持することはできないので、石坂社長は授産施設に対しても念入りに技術指導を行うと同時に社内での品質チェックも行うようにしている。

「特に最初のうちは頻繁に施設に通い、皆が一定のレベルで仕事ができるようになるまで、繰り返し袋の折り方を教え続けました」と石坂社長。こうした努力の結果、現在は一日に1〜2万ほどの紙袋を製造できるようになったという。

このようにして大規模な受注に対応できるようになり、同社の売り上げはさらに向上していった。そして、評判が評判を呼ぶようになり、取引先は関西のみならず関東や中国地方にまで広がり、最近では「自ら営業をかけずとも問い合わせをいただけるようになっていっている」という。

生産ネットワークを生かして 無理難題にも全力で挑む

同社のもう一つの強みは柔軟な対応力だ。石坂社長によると、「常に折り方や紙、印刷方法の研究を行っており、どんな依頼がきても対応できるように心掛けています。また、印刷は全て外注していますが、特別な仕様を求められる場合は印刷会社と相談しながら最適な紙、インクをクライアントに提案するようにしています。また、ロゴやコーポレートカラーなどはお客様が最もこだわるところでもあるので、念入りにチェックするようにしています」とのこと。

その対応力を頼って、時には無理難題が舞い込むこともあるが、それでも石坂社長は真っ向からそれに挑んでいく。「年末の繁忙期にわずか2週間で3万枚の高品質の紙袋を納品しないとイケないという仕事が舞い込んできたことがあります。ストーンパーという柔らかい紙を使用していたので、加工も難しかったのですが、ネットワークを最大限に活用することで何とか間に合わせる事ができました。こうした努力の積み重ねが弊社の信頼とブランドにつながっているのだと思います」と胸を張る。



同社の外観

ご当地
自慢



京都市大原

京都には市内を中心地に数多くの名所がありますが、そこから少し北上したところにある大原にも三千院や寂光院といった名刹や名物がたくさんあります。そこで、今回は大原の見所をご案内したいと思います。

ご案内人



吉澤 俊二 所長
吉澤俊二税理士事務所



京都市大原

800年以上前から
赤しそが自生
昔ながらのしば漬けを堪能

大原は比叡山の西の麓、高野川の上流に位置する大原盆地に位置し、延暦寺に近かったので天台宗系寺院が数多く建立されていることでも有名です。大原

までのアクセスは京都駅から京都バスで約1時間、大原バス停に到着したらまずは名刹「三千院」方面に足を延ばしてみましょう。

三千院へとつづく川沿いの緩やかな坂道を上っていくと、その傍らには土産店などが軒を連



①土産店などが軒を連ねる川沿いの道

②爽やかな風味の赤しそジュース

ねています(①)。なかでも目に付くのが「しば漬け」の文字

です。しば漬けは刻んだ野菜を塩と赤しそで漬けた京都を代表する漬けものですが、実は大原は800年以上前から赤しそが自生しており、しば漬けをはじめとする加工品が盛んに生産されてきたそうです。

数ある加工品の中でもしば漬けは大原の名刹「寂光院」に隠棲していた建礼門院(平徳子)が名付けたとされていることもあり、現在でも盛んに生産され続けています。坂道沿いにある志ば久などは昔ながらの製法を守り、自社農場で栽培した大原産の赤しそを使ったしば漬けを作り続けているそうです。また坂道の途中、少々疲れを感じたら呂川茶屋で赤しそジュースをご賞味ください(②)。価格は

200円とリーズナブルですが、赤しその香りと酸味がたつぷりと含まれており、疲れた身体にピッタリです。

四季折々の表情が美しい 三千院の往生極楽院

冒頭、大原には天台宗系寺院が多いことを述べましたが、三千院もその一つです(③)。その歴史は天台宗の祖である最澄が延暦年間(782~806年)に比叡山東堂に開いたのが始まりとされています。明治維新後に現在の地に移され、三千院となり、現在に至っています。威風堂々とした門を抜けると、広大な境内が広がっています。が、とりわけ浄土世界を表す往生極楽院の周辺は息をのむ美しさです(④)。木々の中にひっそりと佇む往生極楽院、そして

堂内に祀られている阿弥陀三尊坐像に幽玄の美を感じずにはいられません。新緑や紅葉など四季折々の色彩も楽しむことができますので、何度訪れても新しい発見や感動がありそうです。なお、阿弥陀三尊坐像は平安時代後期の作とされており、両脇の観音様の大和坐りといわれる姿勢(膝を少し開き、上半身が前かがみになっている)は極めて珍しいものです。

さて、三千院の付近にはいくつかの食事処があります。今回はその中でも特に落ち着いた雰囲気を出している温泉旅館「芦生」に入ってみたいと思います。こちらは大原温泉の湯元であり、堂々たる老舗旅館の構えになっていますが、宿泊客だけでなく一般客もランチなどをいただくことができますし、テラ



⑦静かな雰囲気包まれた建礼門院御庵室跡

⑤多彩な豆腐料理からなる湯豆腐膳

③三千院の御殿門

⑧寂光院に伝来する「平家物語」ゆかりの文化財等を展示する宝物殿

⑥2005年に再建された寂光院の本堂

④往生極楽院の周辺は幻想的な雰囲気

ス席からは清流を眺めながら食事をとることができます。湯豆腐膳には湯豆腐だけでなく、揚げ出し豆腐やおから、ごま豆腐なども一緒に付いてくるので、いろんな豆腐料理を一気に味わうことができます(⑤)。時間のある方は食事だけでなく、せっかくだから一泊して大原で穏やかな時間を過ごしてみてもいいでしょう。

火災を乗り越えて蘇った 寂光院の六万休地蔵尊菩薩

三千院を後にして、大原のもう一つの代表的な名刹・寂光院に向かってみましょう(⑥)。

寂光院は聖徳太子が推古2年(594年)に建立したとされています。壇ノ浦の合戦の後には平家側で一人生き残った平徳子(建礼門院)として出家・隠棲した地、そして建礼門院が夫の高倉天皇と子息の安徳天皇、そして平家一門の菩提を弔いながら余生を送り、建久2年(1191年)に36歳で生涯を閉じた地としても知られるようになりました。

境内には建礼門院の墓所と伝

えられる大原西陵、建礼門院御庵室跡(⑦)が残されており、建礼門院にまつわる幾多のエピソードがありますが、ここでは『平家物語』の「大原御幸」という一節を簡単にご紹介しましょう。大原御幸は後白河法皇が養女である建礼門院のもと(寂光院)を秘かに訪問したとされる話で、その際に後白河法皇は建礼門院が生活を送っている庵を見て「軒には蔦つた這はひかり、信夫しのぶまじりの志草」「後ろは山、前は野辺」「来る人まねなる所」などと表現し、諸行無常の世を嘆いたそうです。

このように歴史ある寂光院ですが、2000年5月9日には何者かの手によって本堂が焼失、本尊の地蔵菩薩立像(鎌倉時代の作)が焼損するという悲しい出来事に見舞われました。その後、地藏堂と六万休地蔵尊は05年に再建されたのですが、ここに至るまでの寺院関係者の皆さま、地域の皆さまのご苦労は想像を絶するものだったと思われるます。

貴重な文化財を焼失・焼損してしまっただけでなく、かつて

の六万休地蔵尊に込められた思いは今もまだ寂光院に残されています。06年秋に寂光院の復興を記念して建てられた宝物殿(⑧)には、焼損した六万休地蔵尊の中から見つけられた幾多の小さな胎内仏が展示されているのです。また、再建された六万休地蔵尊は財団法人美術院によって精緻に模刻され、新しい本堂の中で色鮮やかな姿を見せてくれています。

取材当日、寂光院の院主、瀧澤智明様から「寺院の役割は信仰心を伝えることだけではありません。先祖に感謝する気持ち、そして人として生まれてきたことへの感謝の気持ちを思い起こす場でもあるのです」という大変ありがたいお言葉を頂戴しました。

隠棲の地として今なおひっそりとした雰囲気の中にある大原は、まさにそういった思いを巡らせ、心を落ち着かせるのに最適な場所ではないかと思えます。京都に立ち寄られる際はぜひとも大原まで足を延ばしてみてください。

ミロク会計人会とmmapが業務提携、顧問先の事業継続、事業承継を共に支援

mmapとの業務提携

この度、ミロク会計人会は、株式会社MJS M&Aパートナーズ（以下、mmap）と業務提携を行いました。今後、会員事務所とmmapとのパートナーシップを推進し、顧問先の事業継続、事業承継における課題解決に取り組んでまいります。

ミロク会計人会は、「日本の未来―企業を支える」をコンセプトメッセージに、職業会計人として顧問先の企業活動を支え、日本経済の発展に貢献することを活動の方針としています。

一方、国内全体が少子高齢化社会を迎える中、中小企業の経営者においても高齢化が進展しています。『中小企業白書2014』によると、年齢別の自営業主の推移において、2012年時点で60―64歳の占める割合が最も高く、70歳以上の年齢層の割合が過去最高になっています。また、やむを得ない状況で廃業を決定された経営

者において、3割以上が事業承継を検討した経験があり、そのうち、2割強の経営者が「後継者が見つからなかった」ため事業承継が進まなかったと報告されています。

このように、中小企業の経営者が事業を託せる相手を見つけれずに、やむなく廃業を選択するケースも少なくありません。これにより、日本の素晴らしい文化や伝統、洗練された技術やノウハウが失われる恐れがあり、また、中小企業や人口の減少による地域経済の衰退が懸念されています。

mmapは、昨年、MJSの100%子会社として設立され、後継者不足、景気低迷の余波を受けた資金難、優秀な人材の確保・育成など、中小企業が抱えるさまざまな経営課題を経営者とともに解決することを目的とした会社です。小規模な顧問先企業の事業承継にも積極的に対応し、あくまでも譲渡希望の側に立って、親身なアドバイザリ

ミロク会計人会とMJS M&Aパートナーズ(mmap)の業務提携への期待

平成25年の事業承継税制の抜本的な改正事項が平成27年1月以降に世代承継に適用され、リーズナブルな事業承継が実施可能な法的環境が整備されたことは、事業関係者へ大きな励ましとなっております。日本商工会議所・日本税理士会連合会、全国法人会総連合等の画期的要望が中小企業庁財務課等を通じて財務省主税局にて検討され、「協動的な承継税制の改革実現に至った」ことで、わが国経済へ好影響がもたらされる環境が整備されたといえます。

この恩恵等がもたらす事業承継を実施した企業の中には、先代経営者の事業対応まで正確に承継することが、承継人事等において困難を極めるケースがあります。こうしたケースにおいても承継税制要件を適合しつつ事業継続を全うできるよう支援する役割を担うことを、MJS M&Aパートナーズ（以下mmap）の業務と

して大いに期待しています。

これに対して「相続・贈与税制」においては、同じく平成25年の増税改正事項より、平成27年1月以降に基礎控除の引下げ・税率構造の見直し等による税負担の部分的増加も生じています。「中小企業税制に潜む抜け道」というコラム「日本経済新聞（27・9・26）」においても、現行税制が中小企業の会社と役員報酬の配分に課題を生じさせているとの指摘があります。パートナーシップ関係にあるミロク会計人会は、これら諸事情をmmapとともに前向きに解決していく機能を有することを目指したいと考えます。

ミロク会計人会は、MJSのシステムを使用している会計事務所が運営している業務促進・友好団体です。消費税法改革が実現する新時代において、中堅・中小企業のさらなる支援と画期的構造改革へのコンサルティンクをmmapと



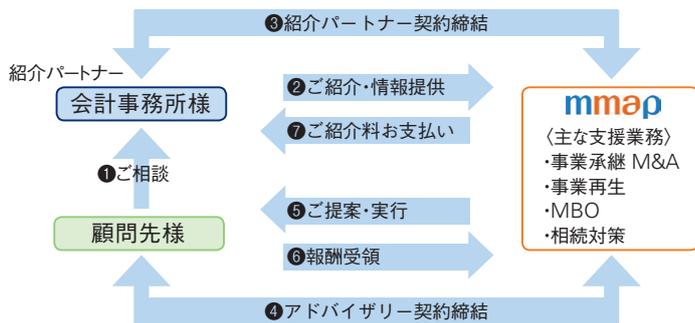
ミロク会計人
連合会会長
平川 忠雄 先生

共同事業的に図ってまいりますのでご期待ください。またこのためには、会員各位のさらなる結束と他のシステムを使う会計事務所を超える機能を有する事業体となるための会員優遇施策が必要不可欠です。

幾多の試練を越えて存続してきたわが国の中堅・中小企業は迅速に変化する社会経済に対する懸念を有していますが、誠意ある会員先生方のアドバイザリには企業として積極的に取り組む気概は十分に有しています。このことは日常の税務コンサルティンクを通じて会員先生方は十分経験しているかと思えます。ただ、対応するアクションは大企業のような人員・資金等と比較すると不足するケースも考えられますので、「MJSグループ」との協力関係で「具体的協調による関与先成長の実現へのご理解・ご協力」を期待いたします。

■紹介パートナー

お客様をご紹介いただき、案件が成立した場合、mmapから貴事務所にご紹介料をお支払いいたします。アドバイザー業務は全てmmapが行います。

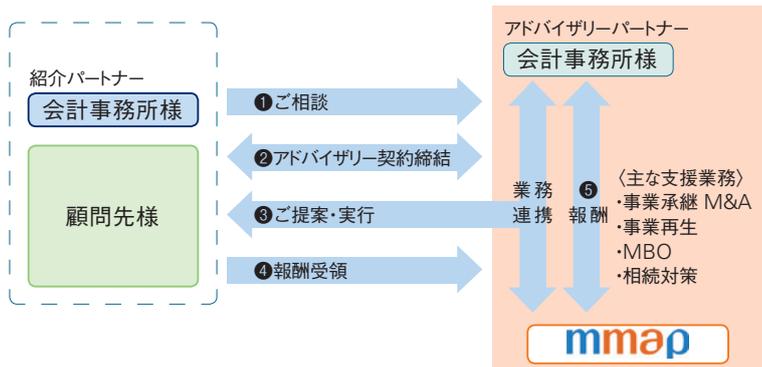


【ご紹介料】※ご紹介料は、mmap報酬受領後お支払いいたします。

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| ミロク会計人会員様 | mmap報酬受領の24% + 1% (ミロク会計人会連合会へ還元) |
| 上記以外 | mmap報酬受領の20% |

■アドバイザーパートナー

貴事務所とmmapが、貴事務所の場合および紹介パートナーからの委託案件を共同で支援いたします。業務、報酬の具体的内容は、協議のうえ決定いたします。



サービスを提供します。

中小企業のさまざまな経営課題の解決に尽力されている会員事務所の皆様と、事業承継に関する豊富なコンサルティング経験を持つmmapが協働体制を築くことにより、大切な顧問先を廃業させることなく、明るい未来へ導くことを目指してまいります。

mmapとのパートナープラン

顧問先企業の事業承継を支援するためのパートナープラン（会員事務所とmmap間）は、事務所の状況に合わせて2種類の形態から選択できます。

①紹介パートナー
会員事務所の顧問先における事業承継の課題をmmapが解決します。成約に至った場合、

ご紹介料を会員事務所とミロク会計人会にお支払いします。

②アドバイザーパートナー
会員事務所とmmapが顧問先の事業承継を共同で支援します。業務や報酬の具体的内容は、協議のうえ決定します。

詳細は、mmap(TEL: 03-5324-0231) またはMJSの担当支社・営業所へお問い合わせください。

03-5324-0231
またはMJSの担当支社・営業所へお問い合わせください。

株式会社MJS M&Aパートナーズ



右上:代表取締役社長 由井 俊光(株式会社ミロク情報サービス常務取締役)
左上:取締役 笠井 健二(株式会社ミロク情報サービス常務執行役員) 右下:
社外取締役 鈴木 正徳(元中小企業庁長官) 左下:監査役 五味 廣文(株
式会社ミロク情報サービス監査役・元金融庁長官)

MJS M&Aパートナーズの4つの特長

- ①MJSが長年にわたり培ってきた会計事務所との信頼関係のもと、顧問先中小企業が抱える課題解決に取り組めます。
- ②多くのM&A専門会社が手掛けない、年商5億円以下の中小企業の事業承継を積極的にサポートします。
- ③譲渡希望の企業経営者の立場に立ち、最適な条件を引き出すアドバイザーサービスを提供します。
- ④元中小企業庁長官の鈴木 正徳氏と元金融庁長官の五味 廣文氏がmmapの設立趣旨に賛同、それぞれ同社の社外取締役と監査役に就任し、その知見を基に総合的にアドバイスします。

お問い合わせ先: **mmap**

株式会社MJS M&Aパートナーズ



〒163-0648 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル48F TEL.03-5324-0231 FAX.03-3345-0366 info@mmap.co.jp

ミロク会計人会からのお知らせ

連合会と各単位の会の会旗を制作

ミロク会計人会はこのたび、会員の皆様からの要望に応え、会旗を制作しました。

本会は昨年4月に会章を制定しており、会旗のデザインではそれをストレートに訴求するため、白地に会章を大きく掲出しています。連合会の旗はもちろん、各単位の会の旗も制作しました。連合会の旗は早速、11月12日に開催された全国統一研修会北陸大会で使用しております。

旗は組織の象徴として古くから用いられており、学校や各種団体だけでなく一般企業などにおいても、求心力を生み出すためのツールとして活用されています。本会におきましても、会旗のもとに皆様が集い、より活発に交流いただけるようになればと願っております。

また、会旗は本会のさらなる認知度向上にも貢献します。定期総会をはじめとした各単位の会が主催する催しで会場に掲出する、他にも単位の会で懇親旅行を実施する際にはチャーターしたバスに掲出するなど、ぜひさまざまなシーンでご活用ください。



全国統一研修会 北陸大会では連合会の会旗を使用しました



サイズは縦100cm×横150cm

近畿ミロク会計人会からのお知らせ

近畿ミロク会計人会・大阪地区会 恒例のこだわり旅行を開催

大阪地区会では、今回で5回目となるこだわり旅行を8月8日(9日)に開催しました。今回は静岡県を巡る旅で、10名の会員先生方にご参加いただきました。

初日はJR新大阪駅に集合し、まずは浜松・掛川経由で大井川鐵道SL(蒸気機関車)の出発地点、新金谷駅へ。乗車したSLは「C108」。車内はレトロな雰囲気、名物の汽車弁当と、車窓からの緑豊かな景色を皆さん楽しんでいました。終点の千頭駅からはバスに乗り換え、宿のある寸又峡温泉へ。到着後はハイキ

ングに出かけ、大間ダムのダム湖に架かる全長90mの鉄線「夢の吊橋」を渡りました。それから宿に戻り、MJSシステムの研修会や懇親会など、充実した時間を過ごしました。

2日目は、千頭駅から奥大井湖上駅に移動し、南アルプスあぶとラインに乗車しました。列車好きの方が多く大阪地区会です。日本で唯一アプト式[※]を導入しているというこの列車への乗車を、皆さん存分に楽しんでいました。終点の奥大井湖上駅は、その名の通り湖の上にある駅です。接岨^{せつそ}峡温泉^{せつそ}に向け8つの橋を含む散策道を90分歩きました。最後、JR静岡駅に向かう道中、うなぎの名店で夕食としてうなぎの一本焼きをいただきました。

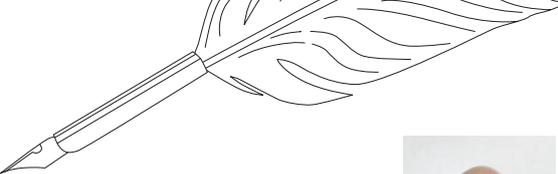
今回も非常に充実した2日間となりました。他では味わえない楽しみ、新たな発見ができるこの大阪地区会旅行、ご興味を持たれた方はぜひご参加ください。

(近畿ミロク会計人会
大阪地区会事務局)



①夢の吊橋にて②恒例の研修会の模様③南アルプスあぶとラインの車内での集合写真④うなぎの一本焼きは美味でした

※急勾配を専用の「アプト式機関車」を連結して一気に登る方式



近畿ミロク会計人会

京都府京都市

川口 耕次郎

「記念登山」

第34回の統一研修会九州大会は平成21年11月5日に鹿児島で開催されました。翌日6日、九州最南端の「開聞岳」(924m)を登頂、翌々日の7日は、鹿児島と宮崎の県境の霧島山「韓国岳」(1700m)を登頂してきました。霧島山は、えびの高原から韓国岳、エメラルドグリーンの火口湖で名高い新燃岳の火口湖を火口縁から見下ろし、中岳からは天孫降臨神話の山・絶景で秀峰「高千穂峰」を仰ぎ、高千穂峰の登山口・高千穂河原まで縦走しました。新燃岳は2カ月後に噴火し、エメラルドグリーンの火口湖を見ることはできなくなりました。

チネウスユキソウが見られるのですが、咲き終わった後で山は静かでした。

第37回の統一研修会は東京大会で、翌日の平成24年11月9日に関東平野の北東にあつて、美しい山容の「西の富士・東の筑波」と称され、「男体山・女体山」の双耳峰、筑波山(877m)を登頂してきました。山頂からは関東平野を見渡す眺望、ガマの油売りの口上を考えられたとされるガマ石、母の胎内くぐり、弁慶七戻りなど奇岩があつたり、美しい紅葉に染まった一日でありました。

統一研修会は第1回の京都大会から参加しており、研修会とゴルフ参加の思い出もありますが、「九州、みちのく、東京の3大会」は、



霧島山を縦走時に新燃岳の火口縁付近から天孫降臨神話の山「高千穂峰」を写しました

参加後に日本百名山を4座登頂した思いは、重い荷物を背負つての山行でありますし、なお一層思い出に残る大会参加でもありました。

満足感と達成感に浸りながらの帰途の祝杯、そして帰宅後の心地良い疲労感での睡眠はまた格別です。

表紙の写真



「神戸港」
(兵庫県神戸市)

神戸港は慶応3年(1868年)の開港後、人物・情報が行き交う拠点として、また、国際貿易港として常に最新の設備を整備し、世界を代表する港に発展しました。1995年の阪神・淡路大震災では大きな被害を受けましたが、わずか2年間で施設復旧を完了しました。そんな神戸港は観光施設も充実しており、メリケンパークにポートタワー、神戸海洋博物館にハーバーランドなど、訪れる人々を楽しませてくれます。

税理士事務所 CHANNEL 412号

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309 (広報・IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、広報・IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 シナノ印刷

CHANNELのロゴのコンセプト

「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

この複合機、使う人を選びます。



ICカードを用いた使用権限の設定で、情報を守る複合機「ApeosPort」。

ユーザーIDやパスワード入力などの面倒なキー操作を省きながら、個人や部門ごとに使用できる機器や機能を細やかに特定・制限できます。認証サーバーに登録されたユーザー情報を有効利用できるほか、サーバーに保留した出力データをどのApeosPortからでも認証後に出力する活用も可能に。放置プリントの抑止や履歴の追跡など、ユーザーに負荷をかけることなく情報漏えいを防ぐ、出力環境の構築を支援します。

ApeosPort



ApeosPort-V C7776

富士ゼロックス株式会社

www.fujixerox.co.jp/

Xerox、Xeroxロゴ、およびFuji Xeroxロゴは、米国ゼロックス社の登録商標または商標です。

富士ゼロックス東京株式会社

www.fujixerox.co.jp/tkx/

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル25F TEL 03-5908-2912

FUJI XEROX 